

第46号議案

府中市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年8月30日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

府中市手数料条例の一部を改正する条例

府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の4 交付事務関係の表4の項を削り、同表5の項を同表4の項とする。

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。